

議案第109号

北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

施設の使用料の一部を見直し、利用者の利便性向上を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅の設置及び管理に関する条例(平成 30 年勝山市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第 8 条 <u>使用者は</u> _____、別表第 1 <u>に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第 8 条 <u>旧木下家住宅の 1 時間当たりの使用料の額は、別表第 1 の区分により、使用者から徴収する</u> _____。</p> <p>2 <u>前項の規定による使用料は、旧木下家住宅の使用後 30 日以内に納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>旧木下家住宅の使用申請に 1 時間未満の時間がある場合は、次に掲げる区分の使用料とする。</u></p> <p>(1) <u>使用申請時間が 30 分以下のときは、1 時間当たりの使用料の 2 分の 1</u></p> <p>(2) <u>使用申請時間が 30 分を超え 1 時間未満のときは、1 時間当たりの使用料</u></p> <p>4 <u>使用許可を受けた時間区分を超えて使用しようとする者は、その都度使用許可を得て次に掲げる区分に従って使用料を納付しな</u></p>

(新設)

(新設)

(使用料の還付)

第9条 (略)

(使用料の減免)

第10条 (略)

(使用者の遵守事項)

第11条 (略)

(損害賠償)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

なければならない。

(1) 使用時間が30分以下のときは、1時間当たり使用料の2分の1

(2) 使用時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間当たりの使用料

5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

(使用料の督促)

第9条 市長は、使用料を前項第2項の納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 この条例に定めるもののほか、債券の管理については、勝山市債券管理条例(平成27年勝山市条例第2号)の例による。

(使用料の還付)

第10条 (略)

(使用料の減免)

第11条 (略)

(使用者の遵守事項)

第12条 (略)

(損害賠償)

第13条 (略)

(委任)

第14条 (略)

別表第1(第8条関係)

旧木下家住宅基本使用料

	午前9時～午後0時30分	午後0時30分～午後4時	午後4時～午後9時
	和室(1室あたり)	510円	510円

別表第1(第8条関係)

旧木下家住宅使用料

単位(円)

	基本	営利事業、宣伝、その他これらに類する目的のために使用する場合	
		勝山市民	勝山市民以外
和室(1室あたり)	150	220	300

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。